

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	社会福祉法人ふじ寿か会（以下「運営法人」という）が開設する横浜市鴨志田地域ケアプラザ通所介護（以下「事業所」という）が行う指定通所介護事業及び横浜市通所介護相当サービス（以下、「事業」という）は、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「利用者」という。）に対し、当該事業所において排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の支援及び機能訓練等の適切な介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・指定通所介護事業及び横浜市通所介護相当サービスの提供にあたって、利用者が要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援並びに機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。・要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。・事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

2. 事業所の内容

(1) 事業所の運営法人

法人名	社会福祉法人 ふじ寿か会（フジズカカイ）		
法人所在地	神奈川県横浜市緑区西八朔町 773-2		
代表者職氏名	理事長 前田 順啓		
電話番号	045-931-7141	FAX番号	045-931-7613
設立年月日	平成3年9月1日		

(2) 事業所の概要

事業所の名称	横浜市鴨志田地域ケアプラザ		
事業所の種類	指定通所介護・第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）		
事業所の所在地	神奈川県横浜市青葉区鴨志田町 547-3		
併設サービス	居宅介護支援・地域包括支援センター・地域活動交流・生活支援体制整備事業		
電話番号	045-961-6911	FAX番号	045-960-6011
事業所番号	1473700969		
管理者氏名	前田 真也		
通常の実施地域	横浜市青葉区・緑区		
営業日	月～土（但し、12月29日～1月3日を除く）		
受付時間	営業日の8:30～17:30		
サービス提供時間	営業日の9:45～16:00		
利用定員	30名（横浜市通所介護相当サービスの利用者を含む）		
第三者評価の実施状況	実施なし		

(3) 事業所の従業者体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人員
管 理 者	業務の一元的な管理	1名（常勤兼務）
生 活 相 談 員	生活相談や指導、連絡調整	1名以上（常勤兼務）
看 護 職 員	心身の健康管理や保健衛生管理、指導	1名以上（常勤兼務）
機能訓練指導員	身体機能向上、健康維持のための指導	1名以上（常勤兼務）
介 護 職 員	介護業務	4名以上

3. サービス内容

- ① 送迎
- ② 健康チェック
- ③ 入浴、排せつ、食事等の支援・介護機能訓練（日常動作訓練）
- ④ リハビリレクリエーション（個人・集団で行う機能訓練）
- ⑤ 口腔体操・集団体操
- ⑥ 生活等に関する相談・助言

4. サービス利用料金

別紙のとおり

5. 利用料金のお支払方法

前期の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月末日までにいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|--------------------------|
| ア. 指定口座（銀行・郵便局）から自動引き落とし |
| イ. 現金支払い |
| ウ. 指定口座への振り込み |

6. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ② 事業所内での金銭及び食べ物等のやりとりはご遠慮ください。
- ③ 飲食（アメやガム等）の持ち込みは基本的に禁止となりますのでご遠慮ください。
- ④ 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。
- ⑤ サービス利用中の医療機関への通院・医師の往診は制度上認められていません。通院が必要な場合は、利用を中止していただくか、利用時間を短縮していただくこととなりますのでご了承ください。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者の家族に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

8. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に退所する非常災害対策計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難訓練を年2回以上定期的に行います。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

10. 感染症予防対策・衛生管理

- ① 感染症予防のための指針の整備、また対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知します。
- ② 従業者に対し、感染症の発生及びまん延を防止するために必要な措置を講じ、感染症予防のための研修を定期的実施します。
- ③ 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

11. 個人情報の取扱いについて

別記『個人情報の取扱いについて』のとおり

12. 利用者の尊厳と秘密保持

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

13. 身体拘束の禁止

事業所及びサービス従業者は、利用者等の生命又は身体を保護するため、下記のような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について記録し、文章による説明同意を得ることとします。

「緊急やむを得ない場合」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合・身体拘束その他行動制限が一時的なものである場合 |
|---|

14. 虐待の防止

- ① 虐待防止のための指針の整備、また対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知します。
- ② 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

15. ハラスメントの防止に関する相談窓口と対応について

- ① ハラスメント防止のための指針の整備、また対策を定期的に従業者に周知します。
- ② 従業者に対し、ハラスメント防止のための研修を定期的実施します。
- ③ 相談窓口担当者は、公平に相談者だけでなく行為者についてもプライバシーを守り対応します。

16. 相談窓口（ハラスメント・苦情対応）と処理体制・手順

当事業所に対する苦情は面接、電話、意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。
 なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。担当者が不在の場合は、受け付けた職員が所定の様式に記録し、担当者に確実に引き継ぎます。

苦情解決責任者は、苦情申出人から内容を聞き取るとともに、苦情の内容について調査し、事実確認を行います。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

苦情解決責任者は、事業所内で対処方法の検討を行い（必要に応じて関係者と協議し）、迅速に結果を苦情申出人に報告します。

苦情処理の過程と結果の記録は定期的に会議などで職員に共有し、再発防止に役立っています。

(1) 当事業所における苦情窓口

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

- 苦情受付担当者 管理者 前田 真也 電話 045-961-6911 FAX 045-960-6011
- 苦情解決責任者 所長 杉山 光弘 同上
- 第三者委員 小林 小百合
田村 貞夫

(2) 行政機関その他の苦情受付窓口

横浜市健康福祉局 介護事業指導課	所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 FAX番号 045-550-3615
はまふくコール	電話番号 045-263-8084 対応時間 月曜日から金曜日9:00～17:00 (土日祝日及び12月29日から1月3日は除く)
青葉区福祉保健センター 高齢・障害支援課 (介護保険担当)	所在地 〒227-0033 横浜市青葉区市ヶ尾町31番地4 電話番号 045-978-2479 FAX番号 045-978-2427 対応時間 月曜日から金曜日8:45～17:00 (土日祝日及び12月29日から1月3日は除く)
緑区福祉保健センター 高齢・障害支援課 (介護保険担当)	所在地 〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地 電話番号 045-930-2315 FAX番号 045-930-2310 対応時間 月曜日から金曜日8:45～17:00 (土日祝日及び12月29日から1月3日は除く)
神奈川県国民健康保険団体連合会・介護保険課介護 苦情相談係	所在地 〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3447 0570-022-110《苦情専用》 対応時間 月曜日から金曜日8:30～17:15 (土日祝日及び12月29日から1月3日は除く)

17. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を禁じさせていただきます。

18. 業務継続計画（BCP）の策定等について

- ① 感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための事業継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

【説明者記入欄】指定通所介護サービスの開始にあたり、利用者に対して重要事項について文章を交付し、説明しました。

〈事業者〉 令和 年 月 日

所在地 横浜市青葉区鴨志田町 547-3
名称 社会福祉法人 ふじ寿か会（フジズカカイ）
横浜市鴨志田地域ケアプラザ 通所介護
代表者名 理事長 前田 順啓 印
説明者 _____ 印

私は、重要事項について交付、説明を受け、同意しました。

〈利用者〉 令和 年 月 日

氏名 _____ 印

〈立会人〉

氏名 _____ 印